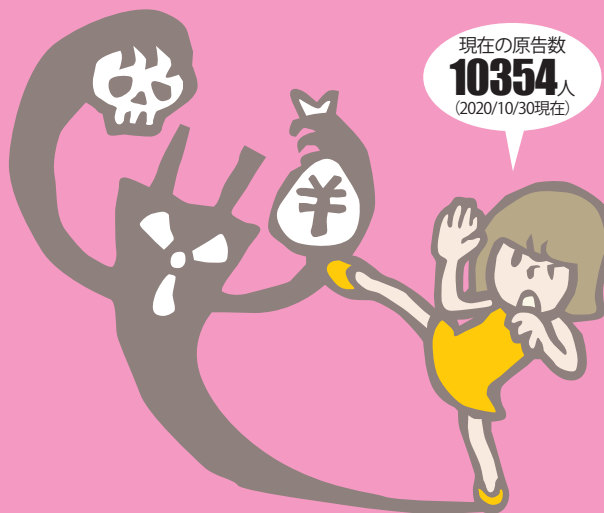


原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2020.Nov
Vol.33

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第33回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

10月9日の裁判もコロナ禍で人数制限の下、開廷されました。この日、弁護団は東京電力福島原発事故後、電源構成で再生可能のエネルギーの比率が急速に高まり、原発はもはや経済的社会的環境的に必要性はなく、反対に人類や地球環境に有害になっている事実

を明らかにし、次いで、原発から50キロのいわき市内に居住し福岡に避難した家族で当時中学1年、現在大学院生の金本暁さんが避難に伴う不安や苦悩等自身の貴重な被害体験から脱原発を強く訴えました。これらは、ぜひ、あとで読んでいただきたいと思います。

さて、9月16日安倍首相が退陣し、菅新内閣が誕生しました。福島原発事故後も世界の潮流に反して海外への原発輸出を経済政策成長戦略に掲げて、自ら首脳営業行為を行って失敗した安倍晋三首相に代わって、その政治を継承するという菅義偉首相に脱原発政策を取らせることは困難です。私たちには近く実施予定の総選挙で野党連合政権を誕生させて、原発ゼロ法案を国会で成立させ、脱原発を実現していくチャンスが到来しています。

これからも大同団結して、脱原発をめざして、連帯した行動を組んで行きましょう。

第33回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



原告側は、「原発の公共性・必要性の消失した」ことを主張しました。もともと、原告は、「原発なしでも電気は足りてる」、「原発のコストは高い」、「クリーンでない」などの点を主張していました。最近、岩波書店の「世界」で「原子力産業の終焉」という特集が組まれる(2019年7月号)など、原発の公共性・必要性の消失がさらに顕著になっています。電力の安定供給の点でも

福島事故後の再生可能エネルギーの急速な普及等があり、最新の研究成果等から原発のコスト高がますます明らかです。原発輸出政策も完全に破綻しています。原発と気候変動対策でも、原発が現在世界的潮流となっている再生可能エネルギーへのシフトを阻む存在となっています(詳しくは4~5ページ)。

また、意見陳述は、いわき市から家族で九州に避難した事故当時1の金本暁さんが行いました。事故当時、子どもだった人の意見陳述は初めてです。

目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント.....	1
第33回意見陳述 金本暁さん.....	2-3
第33回口頭弁論(準備書面74の1~6)要旨.....	4-5

生業訴訟、高裁でも勝訴!	6
団長コラム.....	7
おしらせ&今後の日程.....	8

意見陳述



原告 金本 暁さん

(「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告)

1 はじめに

私は宮城県に生まれ、生後3ヶ月のころから福島県いわき市で育ちました。福島第一原発事故の後に一家で福岡県久留米市に避難し、今は佐賀県鳥栖市で生活しながら福岡市内の大学に通っています。

私にとって福島は故郷であり、今も目を閉じれば、いわき市で通っていた小学校へと続く並木道を思い出します。

2 福島第一原発事故

2011年3月11日、当時中学1年生だった私は、吹奏楽部の一員として当時通っていた中学校の卒業式に参列しました。卒業式での演奏を終えて自宅に帰り、食事も終えた14時46分に東日本大震災が起きました。牧師をしていた父の教会兼自宅が崩れてしまうかと思うほどの揺れに、自宅にいた父と兄とともに路上に飛び出しました。路上には隣近所の人たちも家から飛び出して不安そうにしていました。

やがて地震の揺れも収まり、自宅に戻ってテレビを付けてみると、各地を襲う津波の映像が目に飛び込んできました。一体何が起きているのかも分からず、食い入るようにテレビに映る津波の映像を眺めていました。

幸い電気は通っていましたが、翌朝になっても水道が復旧しませんでしたので、兄とともにバケツを持って自衛隊の給水車の列に並びました。トイレに使う水は近くの用水路まで汲みに行きました。

テレビでは福島第一原発のことも報じられていました。福島第一原発は私の自宅から約50kmの大熊町にありましたが、大熊町には小学生の頃、吹奏楽部の合宿で毎年のように行っていました。

福島第一原発3号機が水蒸気爆発を起こした様子がテレビで何度も流れました。原発のことなど何も分からなかった私は、何が起きているのかも分からず、ただただ兄や妹と一緒にテレビの前で固まっていました。そのときに父から「せめて苦しまないで死ねるよう祈りなさい」と言葉を掛けられました。子ども心に原子爆弾が爆発したかのような漠然とした恐怖に包まれました。

翌日以降も、兄とともにしばしば用水路に水を汲みに行き

ました。放射能汚染のことなどまだ私には分かりませんでした。

町からは人がいなくなりゴースタウンのようになっていましたが、今のように携帯電話を持っていない当時の私には、友人が無事であるのかすら分かりませんでした。

3 福島からの避難

3月16日になり、隣に住んでいた方がガソリンを分けてくれたとのことで、父が、大阪の祖父母のところに行こうと言いました。そのときは1週間くらいで帰ってくるのだろうと思っていましたので、何日か分の着替えを持って17日に一家でいわき市を後にしました。

東京、静岡で一泊して大阪の祖父宅に泊まっているときに、父が福岡の祖父母のところに行こうと言い出し、フェリーで九州に向かいました。

福岡に着き、久留米にある団地のようなところで寝泊まりしていましたが、ある日父から「これからここで暮らす」と言われ、突然のことにただただ驚きました。後で知った話ですがその団地は九州の祖父が紹介してくれた避難者向けの公営住宅だったそうです。父の突然の話に、当時高校1年生だった兄は激しく反発し一人でも福島に帰ると泣き叫んでいました。私は自分の身に何が起きているのかも理解できず、その様子をただ呆然と眺めていました。

4月に入り、一家でいわき市に荷物を取りに行きました。何人かの友人と会い、お別れをしました。まだ中学1年生だった私たちは、福島と福岡の距離も、原発事故によって避難したことの意味も分からず、無邪気にまた会おうねと言って別れました。私の友人のほとんどは、その後もいわき市に留まったようですが、知り合いのある家族は、仕事の都合がある父だけ福島に残し、母と子どもは他県に引っ越しました。いわき市に教会を構えてきた父は、信者の皆さんとの話し合いをしていました。この歳になった今であれば、家族同然の信者を福島に残して避難する父の心境を想像することができます。

4 避難生活

久留米での生活が始まり、久留米市内の中学校に編入しま

した。福島では友人も多くいましたが、久留米では、これからここで生きていくんだという実感も持てず、友人を作ろうという気力も湧きませんでした。人との会話は最小限にして、学校が終わればすぐに帰宅する毎日でした。吹奏楽部もありましたが、とても入部する気にはなれませんでした。

中学3年生のときにも一度、家族でいわき市に帰省したことがありました。いわき市が原発事故によって汚染されてしまったことを自分なりに理解できる歳になっていました。しかし、まるで原発事故などなかったかのように人々が普通に生活しているいわき市の光景を目の当たりにし、認識と現実との余りのギャップに戸惑いました。私が通っていた中学校の吹奏楽部は東北大会に出場するほどまでに強くなっていました。小学生の頃から仲良くしてもらっていた先輩は、私も憧れていた吹奏楽の強豪校に進学していました。吹奏楽部のみんなと一緒に晴れ舞台に立てなかった喪失感と、吹奏楽を辞めてしまった自分への不甲斐なさから、それ以上友人に会うことができませんでした。みんないわき市で頑張っているのに、普通に生活できているのに、なぜ自分は福岡にいるんだろう、避難を決断した両親に対しても複雑な思いを抱えながら、誰にも相談できず、誰かに感情をぶつけることすらできずにいました。私だけでなく、兄も、妹も、それぞれ複雑な思いを抱えていたはずですが、それ口にすることはありませんでした。

その後、父が鳥栖に教会を構えることになり、一家で鳥栖に移り住みました。鳥栖の高校に進学し、思い立って吹奏楽部に入部しましたが、やはり馴染めずに3ヶ月ほどで辞めてしまいました。大学受験を控え、東京の大学に進学すれば福島の友人とも再会できるかもしれないと思いましたが、避難生活によって従前の職を失った両親の苦勞を知っていたので断念し、福岡の大学に進学しました。私より先に大学に進学した兄も、福島にいたときに目指していた東京の大学への進学を諦めていました。

私たちきょうだいは平成26年によく甲状腺の検査を受け、3人とも1.2mmの嚢胞を指摘されました。翌年の再検査では嚢胞が3mmほどにまで大きくなっていると言われました。その後私は検査を受けることをやめてしまいましたが、妹は3回目の検査で5mm(判定区分A2)にまで嚢胞が大きくなっていたそうです。兄や妹が、そのことについての不安を口にすることはありませんし、家族の中で話題にすることもありません。口にする、何かが悪れ、誰かが傷付くことが互いに分かっているからかもしれません。

5 留学先のデンマークでは

私は現在大学院(修士課程)1年生ですが、一昨年デンマークに留学しました。

デンマークでは再生可能エネルギーについても学びまし

た。デンマークでは1970年台から原子力発電の導入について国民的な議論が交わされました。デンマーク議会のエネルギー情報キャンペーンを通じて国民は原子力発電の推進派と反対派の両方の見解に触れ、国民の多くが導入に反対しました。これを受けて1985年、デンマーク議会は「原子力発電に依存しない公共エネルギー計画に関する国会決議」を可決し、その後デンマークでは風力発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進められました。

デンマークの学生からは、地震や津波の危険が少ないデンマークであればまだしも、日本のような地震大国で原発が進められていることは信じられないと口々に言われました。福島第一原発事故によって汚染された範囲に比して避難指示区域が原発近くのごくごく僅かにとどまっていることを話すと一様に驚かれました。

6 最後に

9年前の原発事故は、私たちの社会の在り方と人間の生き方を改善する、大きな契機でもありました。原発が私たちと共存できるものではないことを身をもって知り、他の道を模索して、方向転換をするチャンスでもありました。私も含め、多くの被害者と、それを知った多くの人がそう考えています。しかし、政府は原発に頼る方針を未だに変えてはいません。原発事故という同じ事実から、なぜ私たちと政府との間で真逆の考えが生まれてしまったのでしょうか。現実には、ある事柄にどのような意味付けをするかによって大きく変わるものだと考えます。政府は原発事故を「予測不可能」や、「アンダーコントロール」などと説明して、あの事故を「しょうがないこと」のように扱い、すべては制御されているという意味を付けました。これは、事実誤認と古い「安全神話」に基づく、不誠実な現実です。私たちはむしろ、事実を正確に受け止め、未来の人々と社会に対して責任のある、進歩的な現実をつくりたいと考えています。

原発に頼る社会は、私も含め、多くの人の人生を変えました。私も仲間と一緒に吹奏楽部で活躍することや、憧れていた高校に入学することが根本的に不可能になりました。原発が存在する限り、今後も一定の人の人生が望まない変化を強いられます。放射能や核のゴミの危険性について、常に心配し続けなければならなくなります。これは実際に私が経験したことであり、他にも多くの被害者がいます。原発が存在する社会は、個人の意思とは無関係に、かつ無差別的に被害者を増やしていきます。社会が個人に対してそのようなことをしてよいのでしょうか。被害者の一人として、原発の無い社会、原発の無い生き方がいち早く実現されることを願います。

ここにおられる大人の皆さんに聞きたいと思います。私たちだけではまだ足りませんか。原発はやめるべきです。

準備書面74の1～6 要旨

弁護士 近藤 恭典(福岡第一法律事務所)

1 はじめに

本訴訟は、原告らの人格権に基づき玄海原発の運転差し止めを求めるものですが、人格権に基づく差止請求における違法性の判断のありかたに関しては、大阪国際空港事件ほかの判例において、被害や公共性等の諸要素の比較衡量により判断するとの判断枠組みが示されています。

原発は極めて甚大な被害を引き起こしうる施設ですから、事故を防止するための高度の安全性が担保されていることはもちろん、相当高度の公共性が認められるのでなければ、稼働が正当化されることはありません。

準備書面74の1から74の6(1は総論。2～6は各論。)は、原発の公共性に関する原告らの従前の主張の補充を行うとともに、あらたに原発の公共性に関して検討されるべきと考える点について追加主張を行うものです。

2 準備書面74の2 (電力供給について)

本書面では、まず、福島第一原発事故後の我が国の電源別発電構成が、すでに原発に頼らないものに大きく変容していることを論じています。

そして、福島第一原発事故後に大きく変化した再生可能エネルギーの普及・導入状況を詳論しています。とりわけ太陽光発電と風力発電は、国内でも世界的にも著しく導入量が増加しており、例えば太陽光発電を取り上げてみても、我が国では2018年時点で5500万kw、玄海原発3・4号機にして約50分に相当する発電施設が導入されているなど、発電方法の再エネシフトがすでに現実に大きく進展していることが明らかとなっています。

ここ九州は、太陽光発電をはじめとする再エネのポテンシャルが高く、九州内での再エネ発電設備は、2016年時点で1777万kwに上っていますが、これは今年8月の猛暑想定需要1628万kをも大きく上回る数字

です。

再エネが広く普及・導入されている一方で、国内の電力需要は、エネルギー使用の効率化や省エネの取り組みによって、福島第一原発事故以降、漸次低減しており、その傾向は今後も進むことが予想されています。

原発に頼らない発電構成が実現しつつあることは、近年、九電が出力調整を繰り返し行っていることから明白です。

3 準備書面74の3 (コスト論について)

原発が発電コストの点において他の発電方法に比べて大幅に高くつくものであることは、福島第一原発事故の後に、安全対策費用の見直しやバックエンド対策の見直しなどが数次にわたり行われてきたことで、ますます明らかとなりました。本書面では、原発のコストを巡る近時の研究成果等を紹介し、原発の高コストがさらに明らかになったことを論じています。

まず、安全対策費として、テロ等対策施設の費用が、費用の公表された8原発だけでも1兆2100億円にのぼることが明らかとなりました。今後、安全対策費として原発1基あたり2000億円程度は必要と見込まれており、コストの試算は大幅な見直しを余儀なくされます。

また、福島第一原発の廃炉費用の見積もりが数次にわたり見直されていることなどから明らかのように、今後の既設炉の廃炉費用についても、現在の試算が過少であることは明白です。

従前の国のコスト試算は、原発の電源比率を20～22%とするという前提に立っていますが、原発依存度が大きく低下する我が国においては、そもそも試算の前提自体が誤っています。

4 準備書面74の4 (バックエンドの社会的負担について)

原発のバックエンドは、人体や環境に対して著しい



準備書面要旨

悪影響を及ぼし、社会に負担を強いるという「負の公共性」ともいべき問題を孕んでいます。本書面では、原発事故の処理に際して生じる社会的負担が、到底我々の社会が受容できないものであることを論じています。

福島第一原発事故から9年余りたっても、福島県及びその周辺では、いまだに住民の生活圏内に除染土が放置され、その流出などの問題が生じています。いわゆる汚染水の処分についても全く目途が立たず、もはや海洋に放出するより方法がないと環境大臣が発言するまでの事態に至っています。

廃炉作業は遅々として進まず、40年という作業工程の予定も、この間に5回もの見直しを余儀なくされました。廃炉作業現場では作業員の深刻な被ばく労働が日常化していますが、その被害もさらに拡大することが予想されます。

5 準備書面74の5 (原発輸出について)

国内の原発プラントメーカーによる輸出は我が国の重要な経済戦略と位置付けられ、福島第一原発事故を経験したにもかかわらず再稼働が強行されてきた理由として、原発輸出を実現するための技術力維持の要請があるといわれています。本書面では、もはや原発輸出が政策として終焉していること、すなわち原発輸出のための国内の原発の稼働には公共性が存在しないことを論じています。

東芝は、新規原発受注のために2015年にウエスチングハウス社(WH)の買収を行いました。新規炉の建設費の増大によりWHは2017年に経営破綻し、東芝は1兆400億円もの損失を計上しました。その後も安全対策費の増大から新規炉の建設からの撤退を余儀なくされ、東芝は巨額の負債を抱えることとなりました。

日立は、イギリスの原発のリプレース事業に突き進んだものの、高額な安全対策費に採算が全く合わない

ことから、本年9月に同事業から完全撤退をしました。三菱重工も、トルコの原発建設事業から、「経済的合理性」を理由に事実上撤退をしました。

原発輸出が、経済的な観点からはもはや合理性を持ちえないものであることが明らかとなっています。

6 準備書面74の6 (原発と気候変動対策について)

発電過程でのCO2排出を削減することは世界的課題です。

しかし、原発は、稼働以外の局面やシステム上併用避けられない火力発電によるCO2排出を含めると、環境負荷が低いとはいえませんし、放射性廃棄物等の極めて有害な物質を環境中に放出するという点で、むしろ環境負荷の高い発電方法です。

気候変動対策という観点からは、現在世界的潮流となっている再生可能エネルギーへの発電方法のシフトこそ推進すべき方向です。しかし、原発の再稼働を進める電力会社の姿勢が再エネシフトを阻む存在となっていることが、この間の出力調整等の措置からも明らかとなっています。

7 おわりに

福島第一原発事故から9年半を経過しました。この間に、電源の再エネシフトは著しく進展し、電力の消費に対する社会の姿勢も大きく変化しました。求められる安全性は著しく高度化し、原発のコストは事故前とは比較にならないほど高額になりました。

原発は、もはや我々の社会にとっては、必要どころかむしろ脱却すべき存在となっています。

本訴訟においては、このような社会情勢の著しい変化を正確に見据え、これからの社会にとって原発が公共性のある存在といえるのかを正しく判断されることが求められています。



原発なくそう!九州玄海訴訟の法廷や学習会に原告団から何度も参加してもらっている「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟において、今年9月30日に仙台高等裁判所で判決の言渡しがありました。

福島地裁での勝訴に続き、高裁でも勝訴し、地裁で認められた賠償額よりも倍増する賠償が認められた大勝利の判決でした。

国と東京電力に対し、福島第一原発事故によって受けた被害に対する損害賠償を求める裁判として、初めての高裁判決でもあり、全国30箇所以上でたたかわれている裁判の中での勝訴はとても画期的です。

裁判の重要な争点は大きく2つ、国の損害賠償責任の点と賠償額の点です。

国は、3.11の津波を事故の前に予測することはできなかった、予測できていたとしても、当時の知見・技術ではあの事故を防ぐことはできなかったなどと主張して責任はないと主張していました。

また、賠償額について、国と東電は、事故後に国が策定した基準に基づいて、適切に賠償したからこれ以上賠償する必要はない、などと主張して争っていました。

裁判所は、これらの点について、国や東電の主張を認めず、勝訴判決を言い渡したのです。

判決文では、「重大事故の危険性を示唆する新たな知見に接した際の東電の行動は、当該知見をただちに防災対策に生かそうと動いたり、当該知見に科学的・合理的根拠がどの程度存在するかを可及的速やかに確認したりせず、新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つものであったといわざるを得ず、東電の義務違反の程度は、決して軽微といえない程度であった

というべきである」と、東電の重大な過失を断罪しました。

このような東電の過失を前提に、国についても、「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかった」として本件事故についての責任を強く断罪しています。

また、国は、「遅くとも平成14年末頃までには、10mを超える津波が到来する可能性について認識し得た」と明確に認めました。そして、このような予測をもとに、重要機器室やタービン建屋の水密化などの対策により事故を防ぐことができたとして、国の主張を認めませんでした。

その上で、国と東電の責任の重さを根拠に賠償額を増額し、事故後の賠償基準よりも賠償の範囲を広げました。

生業訴訟では、地裁に続いて高裁でも福島現地に仙台の裁判官が実際に訪れるという検証が実現しています。

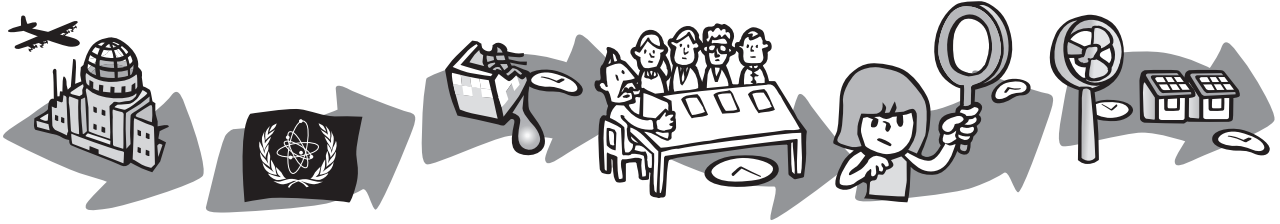
福島第一原発事故による被害がいまだに続いていることを目の当たりにしたことが、勝訴判決への大きなステップとなったことは間違いありません。

これほど明快な判決が出たにもかかわらず、国と東電は上告しました。このたたかいは最高裁へと続くこととなります。玄海訴訟からも引き続き応援していきましょう!

そして、今回の判決によってさらに明らかとなった、国と電力会社の責任をもとに、このような事故を二度と繰り返させないため、生業訴訟の原告団・弁護団のみなさんと一緒になって、原発なくそう!の声を上げていきましょう!!



加速する時代の変化(2)



原発と核燃料サイクル政策の終焉

1974年にインドは、米国から提供された原子炉の平和利用技術と関連物質を用いて、「平和的目的」と称する地下核爆発実験を行った。驚いた米国は、英国と仏国の同意を得て商業規模の核燃サイクル開発の放棄を明らかにした。唯一の非核兵器保有の日本に対しても、不拡散・経済性（高価なMOX燃料）・環境（敷地の広さ）の観点から同意を求めたが、米国の長期にわたる説得は不調に終わった。

改定された日米原子力協定は、30年の時限協定とし、国際原子力機構（IAEA）の査察などの保証処置とプルトニウムの物理的防護に関する要件の追加と引き換えに、日本に核燃サイクル開発に関して包括的な同意を与えるものとなった。この結果2011年に起きた福島第一原発事故（フクシマ）の頃には、長崎型原爆5000発以上に相当する約44トンのプルトニウムを日本は所有することとなった。一方フクシマ直前の1年間にMOX燃料に含まれたプルトニウムは1トンに過ぎなかった。今日、核燃サイクル構想は原発稼働どころか廃炉時代に向かっている。

地球環境と共生できるエネルギー転換を

世界の主要国は、表(1)に見られるように、急上昇

表(1) 2018年主要国の電源比率(%)

	日本	独国	英国	欧州	中国	米国	世界
再生	18.4	34.8	31.6	34.6	25.8	16.8	25.1
原子力	4.7	11.7	34.2	25.8	4.1	19.0	10.1
火力	78.4	53.5	33.8	34.6	23.0	42.4	64.2

している再生エネルギーと急激な地球温暖化に対処する脱炭素を考慮したエネルギー転換を進めている。第2次世界大戦後、日本は原子力と化石資源の輸入に依存してきた。日本の原子力比率が低い

はフクシマの影響であり、フクシマ以後この低さは回復の見込みはない。再生エネルギーを最も必要とした国の一つである。地球環境は人類のみにやさしいものではない。今年初めに人類を襲った新型コロナウイルスの猛威は未だに収まらない。10月7日、1日当たりの新規感染者数31万2千人と過去最多を更新した。感染者数の増大は経済活動の低下につながる。世界の電力需要全体が落ち込んでいる。

電力自由化で低価格競争が進むと新たな発電所の建設が進まなくなる。国は、2024年度に新たな電力市場「容量市場」を提案しているが、その仕組みは発電所の維持・更新に必要な収入が発電所を多く持つ大手電力に有利となる。表(2)を見れば、日本

表(2) 日本将来の電源比率(%)
2020年比率国際エネルギー機関の集計

	2017年計画	2018年計画	2019年計画	2020年計画	2030年目標
再生	16	18.4	18.6	23.1	22~24
原子力	3	4.7	6.6	6.0	22~22
火力	82	74.8	74.8	70.9	56

の主要電源は原子力から再生エネルギーに移行する。小規模の新電力会社が国策民営の大手10社と同じ土俵で競うことになる。国は、電力需要の低下を利用して、4年後までに新電力会社の消滅を狙っているのではないかと懸念している。国が緊急になすべきことは、廃炉と再処理工場に大量に蓄積されている高レベル放射性廃棄物の処理である。「福島第一原子力発電所事故以降、地元住民や自治体の信頼回復ができていない」と語る一方で「トリチウム汚染水の海洋放棄を認めた」政府を国民は決して許さない。

トリチウム汚染水の海洋投棄を許すな!
原発の稼働を許すな!



3・11福島原発事故から 10年企画シンポジウム(予定)

— 会報ニュース発行の11月の段階では企画内容を検討中です —

とき 2021年**3月6日(土)** 開場**18:20** 開演**19:00** 終了**20:50**

<第一部> ①原発問題をめぐる基調報告
②現地の実情報告
③避難者の現状

<第二部> パネルディスカッション

ところ アバンセホール及び第一研修室(佐賀市天神3丁目2-11)

参加費 無料(当日カンパをお願いします)

主催者 「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

【注意】

コロナ対策により定員枠がありますので、定員になり次第、締め切ります。

参加される方は、事前に下記までご連絡をお願いします。

(電話0952-25-3121 佐賀中央法律事務所内 担当/林田まで)

次回弁論の ポイント

POINT

- ① 今回は口頭弁論前に、裁判所、原告、被告国、被告九電の各代理人による進行協議が行われます。
- ② 原告側は、(ア)基準地震動策定の中で「ばらつき」を考慮していないことは違法であること、(イ)コロナを含む複合災害下での実効的避難はますます不可能であること、の2つの主張をします。
- ③ 国が本格的に反論をはじめるとの予定です。

今後の日程

第35陣追加提訴のご案内

2021年 1月28日(木) 13時～

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※今回の締め切りは、1月22日(金)午前

第35回裁判のご案内

2021年 5月7日(金)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
14:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

第34回裁判のご案内

2021年 2月26日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 訴訟進行協議(傍聴は不可)
15:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

第36回裁判のご案内

2021年 8月6日(金)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
14:00 口頭弁論
模擬裁判・報告集会会場/
佐賀県弁護士会館

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2020年11月10日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123